

坂東市告示第 57 号

坂東市消防団応援の店事業実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 15 日

坂東市長 木村 敏文

坂東市消防団応援の店事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、坂東市消防団員（以下「消防団員」という。）及びその家族に対して市内の事業所及び店舗が優遇措置を実施することによって、消防団員の継続的な確保を図り、より一層の地域防災力の充実を推進するとともに、市内の経済活動を活性化することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家族 消防団員と同一の世帯に属する者をいう。
- (2) 事業所等 市内の事業所、店舗等をいう。
- (3) 事業者 事業所等において事業を行う者をいう。
- (4) 優遇措置 消防団員及びその家族に対して事業所等が実施する代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。
- (5) 消防団応援の店 消防団員及びその家族に対して優遇措置を実施する事業所等として、この告示の規定により登録されたものをいう。

(登録申請)

第 3 条 事業所等は、消防団応援の店事業に登録（以下「登録」という。）しようとするときは、消防団応援の店登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 組合など一の事業所等を構成する複数の事業所等が同時に登録するときは、消防団応援の店登録申請書（団体用）（様式第 2 号）によりその代表

者が一括して申請をすることができる。

(登録等)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、次に掲げる基準によりその内容を審査して登録の適否を決定し、適当と認める事業所等を消防団応援の店として登録するものとする。

(1) 明確な優遇措置を実施すること。

(2) 優遇措置の実施期間が継続して1年以上であること。

(3) 全ての消防団員及びその家族を対象として優遇措置を実施すること。

2 市長は、前条の申請者に対し、前項の審査の結果を消防団応援の店登録(不登録)通知書(様式第3号)によって通知するものとする。この場合において、登録する事業所等については消防団協力事業所表示証(様式第4号。以下「表示証」という。)を併せて交付するものとする。

(有効期間)

第5条 前条の規定による登録の有効期間は、申請書に記載された優遇措置の実施期間とする。ただし、登録を廃止する届出があったときは、当該届出により事業者が指定した日(第7条第2項において「廃止日」という。)までとする。

2 登録は、その有効期間の末日までに廃止の届出がないときは更に1年間有効期間を延長し、以後も同様とする。

(表示証の表示)

第6条 消防団応援の店は、次に掲げる方法により表示証を表示することができる。

(1) 消防団応援の店における表示

(2) 広告物、看板、インターネットその他の方法による表示

2 表示証は、その寸法と同一の縦横比で拡大又は縮小して表示することができる。

(変更等の届出)

第7条 事業所等は、消防団応援の店について変更し、又は廃止しようとするときは、消防団応援の店登録(変更・廃止)届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により、登録を廃止した事業者は、廃止日を経過したときは、直ちに表示証を返還しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、消防団応援の店が次の各号のいずれかに該当したときは、消防団応援の店の登録を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項第1号又は第3号に掲げる基準に適合しないとき。

(2) 偽りその他不当な手段によって登録を受けたとき。

(3) その他消防団応援の店として適当でないと認めたととき。

2 市長は、前項の規定により消防団応援の店の登録を取り消すときは、その事業所等に対して、消防団応援の店登録取消通知書(様式第6号)によって通知するものとする。

3 事業所等は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちに表示証を返還しなければならない。

(団員カード及び家族カード)

第9条 市長は、消防団員に対して、坂東市消防団団員カード(様式第7号。以下「団員カード」という。)を交付する。

2 市長は、前項に規定するもののほかに、消防団員の申出に応じて、消防団員1人につき1枚まで坂東市消防団家族カード(様式第8号。以下「家族カード」という。)を交付することができる。

3 前項に規定する家族カードの申出は、坂東市消防団家族カード発行願(様式第9号)を市長に提出するものとする。

4 市長は、前2項の規定による申出を受けた場合は、その内容を審査し適当と認めたとときは、当該申出をした消防団員に対して家族カードを交付するものとする。

5 消防団員又はその家族が消防団応援の店において優遇措置を受けようとするときは、団員カード又は家族カード(以下「団員カード等」という。)を提示しなければならない。この場合において、消防団応援の店から身分証の提示等本人確認の求めを受けたときは、消防団員又はその家族は、これに協力しなければならない。

(優遇措置の重複禁止)

第10条 消防団員又はその家族は、消防団応援の店において代金の割引、特典の付与その他の優遇措置と同様の内容のサービスを実施しているときは、原則として当該内容のサービスと重複して優遇措置を受けることはできない。

(遵守事項)

第11条 消防団員又はその家族は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 団員カード等を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(2) 団員カード等の記載を変更する必要があるとき、又は団員カード等を毀損したときは、速やかに訂正又は再交付を求めなければならない。

(3) 消防団の退団等により団員カード等が不要となったときは、直ちに返却しなければならない。

2 消防団員又はその家族は、団員カード等を不正使用し、又は消防団応援の店に対して優遇措置を強要する等の不適切な行為をしてはならない。この場合において、消防団応援の店が受けた損害等の責任は、団員カード等の利用者が有するものとし、市は、その責任を負わない。

3 消防団応援の店は、消防団員又はその家族が第1項又は前項の規定に違反したときは、違反事項報告書(様式第10号)により速やかに市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の違反があったと認めるときは、消防団員又はその家族に対して団員カード等の返還を求めることができる。

(公表)

第12条 市長は、消防団応援の店の名称及び所在地並びに優遇措置の内容その他必要な事項について、市の広報紙等により公表するものとする。

(庶務)

第13条 本事業に関する庶務は、総務部交通防災課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

坂東市長 様

申請事業者 名称
所在地
代表者

消防団応援の店登録申請書

坂東市消防団応援の店事業実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請
します。

事業所等	名称		
	所在地		
	電話	() -	(担当者の所属・氏名)
	FAX	() -	
	営業時間	午前 時 分～ 午後 時 分	
	定休日		

優遇措置	内容	
	措置の開始日	

備考

- 1 優遇措置の内容・実施事業所等については、坂東市の広報紙、ホームページ等に掲載します。
- 2 系列店等複数の事業所等の登録を一括して申請する場合は、任意の店舗一覧を添付してください。
- 3 優遇措置の期間は、継続して1年以上としてください。

年 月 日

坂東市長 様

申請事業者 名称
所在地
代表者

消防団応援の店登録申請書（団体用）

坂東市消防団応援の店事業実施要綱第3条第2項の規定により、次のとおり申請
します。

担当者	電話	() -	(所属・氏名)
	FAX	() -	
構成員事業者 及び事業所等	別紙のとおり		

優 遇 措 置	内容	
	措置の 開始日	

備考

- 1 登録を受けようとする事業者及びその事業所等を別紙に記載してください。
- 2 事業所等ごとに実施しようとする優遇措置の内容又は期間が異なるときは、別紙に記載してください。
- 3 団体名、実施事業所等及び優遇措置の内容については、坂東市の広報誌、ホームページ等に掲載します。
- 4 優遇措置の期間は、継続して1年以上としてください。

別紙

消防団応援の店登録申請一覧

番号	事業者 名称・所在地	連絡先		事業所等 営業時間・定休日	優遇措置の 内容・開始日
	代表者名				
	事業所等 名称・所在地・業種				
		TEL			
		FAX			
		E-mail			
		TEL			
		FAX			
		E-mail			
		TEL			
		FAX			
		E-mail			
		TEL			
		FAX			
		E-mail			
		TEL			
		FAX			
		E-mail			

備考

- 1 記載事項は、消防団応援の店事業の実施及び推進の目的以外に使用しません。
- 2 この用紙の記載欄が不足した場合は、適宜欄を追加して使用してください。
- 3 優遇措置の期間は、継続して1年以上としてください。

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

坂東市長



消防団応援の店登録（不登録）通知書

年 月 日付けで申請のあった消防団応援の店の登録について、
坂東市消防団応援の店事業実施要綱第4条第1項の規定により決定したので、
同条第2項の規定により次のとおり通知します。

登録する。
併せて消防団応援の店表示証を交付します。

登録しない。

理由



★頑張れ!坂東市消防団★

坂東市消防団応援の店



登録店

令和 年 月 登録



様式第5号（第7条関係）

年 月 日

坂東市長 様

申請事業者 名称
所在地
代表者

消防団応援の店登録（変更・廃止）届出書

坂東市消防団応援の店について、登録を（変更・廃止）したいので、坂東市消防団応援の店事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 対象の消防団応援の店（事業所等）

2 変更内容（変更の場合）

3 変更・廃止の理由

4 変更・廃止の時期 年 月 日

5 その他

様式第6号（第8条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

坂東市長



消防団応援の店登録取消通知書

年 月 日付け坂 発第 号で決定した消防団応援の店の登録について、坂東市消防団応援の店事業実施要綱第8条第1項の規定により取消しますので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

1 対象の消防団応援の店（事業所等）

2 取消しの理由

様式第7号（第9条関係）



所 属 坂東市消防団 第 分団

氏 名

発行年月日 年 月 日

注意事項

- (1) 団員カード等を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (2) 団員カード等の記載を変更する必要があるとき、又は団員カード等を毀損したときは、速やかに訂正又は再交付を求めなければならない。
- (3) 消防団の退団等により団員カード等が不要となったときは、直ちに返却しなければならない。

寸法 縦55mm×横91mm



利用対象者（家族）

団員名	所属
氏名	続柄

注意事項

- （1）団員カード等を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- （2）団員カード等の記載を変更する必要があるとき、又は団員カード等を毀損したときは、速やかに訂正又は再交付を求めなければならない。
- （3）消防団の退団等により団員カード等が不要となったときは、直ちに返却しなければならない。

年 月 日

坂東市長 様

報告者 名称
所在地
代表者

違反行為報告書

標記のことについて、次のとおり報告します。

<p>1. 違反行為の内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 団員カード・家族カードの不正使用 <input type="checkbox"/> 優遇措置の強要 <input type="checkbox"/> その他違反行為と思われる行為</p>
<p>2. 違反行為の概要</p>	
<p>3. 違反者の情報</p> 	<p>【団員カード・家族カードの帯の色】</p> <p><input type="checkbox"/> 紺色 <input type="checkbox"/> 青色 <input type="checkbox"/> 水色 <input type="checkbox"/> 緑色 <input type="checkbox"/> 薄緑色 <input type="checkbox"/> 青緑色 <input type="checkbox"/> オリーブ色 <input type="checkbox"/> 黄色 <input type="checkbox"/> オレンジ色 <input type="checkbox"/> 薄茶色 <input type="checkbox"/> 茶色 <input type="checkbox"/> ピンク色 <input type="checkbox"/> ワインレッド色 <input type="checkbox"/> 赤色 <input type="checkbox"/> 丹色（にいろ） <input type="checkbox"/> 赤紫色 <input type="checkbox"/> 青紫色 <input type="checkbox"/> 不明</p> <p>【分団名】 () 分団 <input type="checkbox"/> 不明</p> <p>【団員名】 () <input type="checkbox"/> 不明</p> <p>【その他の特徴】</p>
<p>4. 備考</p>	